

2006年度～2010年度

協働のまち藤沢をめざして

藤沢市市民活動推進計画

2005年9月

藤 沢 市

はじめに

阪神・淡路大震災を契機として全国的に拡大した市民活動であります。昨年10月に発生した新潟県中越地震でも全国から多くのボランティアが被災地に駆けつけ、さまざまな支援活動を展開しました。

現地の避難所では、食事の支度や支援物資の運搬など、また、被災者の自宅では、家の中の片づけや壊れた家の廃材の運搬や農作業の手伝いなどを、ボランティアの人々が支えてきました。本市からも多くのボランティアが支援活動に参加したと聞いており、現在でもなお継続されているところであります。

これまで、ボランティアや市民活動は、「無償」の活動といった性格を持っていましたが、公益的な市民活動を継続的に維持し、発展させていくためには、収益を得て次の活動へ展開するための費用に充てることが必要となってきました。つまり、非営利活動ではありますが、収益を得ながら活動を展開していくことが必要となってきたわけであります。

国においては、新たにコミュニティビジネスの推進を掲げておりますが、地域の課題をビジネスの手法により解決していくために、その実施主体の一つとして市民活動団体やNPO法人に期待を寄せているところであります。

市内では、高齢者の介護予防事業やIT技術を活かした事業的な活動が、徐々に増えつつあります。参加される市民層はさまざまであります。今後はリタイアされた方の参加も増えていくものと考えております。

いま、いわゆる2007年問題が各分野で論議されておりますが、団塊の世代が定年を迎えて地域社会に戻るときこそ、本市の豊富な人材が地域でその力を発揮していく大きな転機となるものと考えております。団塊世代の市民の皆さんが、これから地域でどのような活動を起こしていくか、将来に向けて大きな期待が寄せられております。

終わりに、この計画策定に当たりまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました藤沢市市民活動推進委員会の委員の方々、藤沢市市民電子会議室運営委員会の委員の方々、そして関係者の皆様方に心から厚く御礼申しあげますとともに、この計画の実現に向け、今後とも市民の皆様、事業者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申しあげます。

2005年9月

藤沢市長 山本 捷雄

目 次

はじめに

第1章	計画策定の趣旨・位置付け	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	対象	3
第2章	市民活動推進の現状	4
1	推進の背景と意義	4
2	藤沢市の取り組み	4
3	国、県の状況	5
第3章	藤沢市における市民活動推進の諸課題	8
1	活動する場の確保について	8
2	情報の収集及び提供について	8
3	財政的な支援について	9
4	協働事業について	9
第4章	市民活動推進の基本理念	11
1	市民活動推進計画の基本理念	11
2	協働について	11
第5章	市民活動推進の基本的な指針と施策	13
1	活動する場の確保について	13
2	情報の収集及び提供について	16
3	財政的な支援について	19
4	協働事業について	22
第6章	市民活動推進計画の推進体制	25
1	市民活動推進の体制	25
2	市民活動を推進する人材の育成	25
3	市民活動推進計画の基本的な施策実施担当課	27
資料編	藤沢市の市民活動支援図	30
	藤沢市公共施設一覧表	31
	藤沢市市民活動推進条例	36

第1章 計画策定の趣旨・位置付け

1 計画策定の趣旨

「私たちのまち藤沢は、市民活動が活発なまちであり、これまで、様々な市民や市民活動団体が協力し合って、創造性豊かな活力ある地域社会を築いてきた。

こうした市民の力は、これからの藤沢のまちづくりにとってますます必要とされ、更に推進していくことが求められている。そのためには、市民一人ひとりが、自分自身に何ができるのかを問い直し、新たな参加・創造の主体へと変化していくことが期待される場所である。

さらに、市民、市民活動団体、事業者及び市が相互に連携し、それぞれの持てる力を発揮することにより、人間性豊かな地域社会を形成していくことがこれまで以上に大切なこととなっている。

とりわけ、市民活動が市民の自主的な参加によって行われるあらゆる分野における自発的な活動であることにかんがみ、市民活動の自主性と自発性を尊重し、その活動の環境を整備し、あわせて、より効果的な行政との協働システムの構築に向けた総合的な施策を推進していくため、ここに藤沢市市民活動推進条例を制定した。」（市民活動推進条例前文より）

本市では、2001年（平成13年）10月1日に施行した藤沢市市民活動推進条例において、市民活動推進計画について市の責務を示し、「市民活動を推進するための総合的な施策を講じ、市民活動が活発に行われるための環境の整備に努めるものとする。」と定めています。

この趣旨に沿って本市の市民活動の推進計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、本市のふじさわ総合計画2020の基本計画における基本目標に対応したもので、市民活動推進条例に基づき本市の市民活動推進に関わる計画を定めたものです。

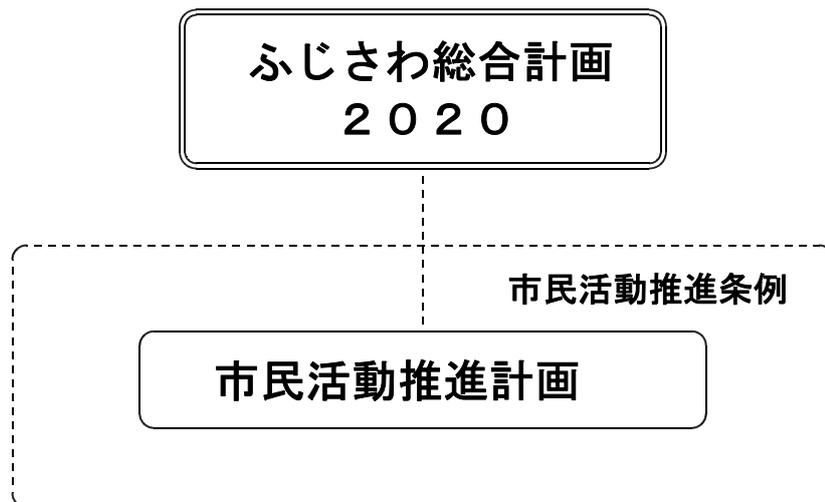
ふじさわ総合計画2020の基本計画

基本目標7 すべての市民が協働してすすめるまち

2 市民が主体のまちづくり

1) 市民活動団体のネットワーク化の支援

2) 市民活動推進センターの支援



【これまでの経過】

- 2001年（平成13年）10月 1日 市民活動推進条例施行
- 2001年（平成13年）12月15日 市民活動推進センター開設
(市民活動を推進する拠点施設)

3 計画の期間

本計画は、2006年度から2010年度までの5ヶ年の計画とし、ふじさわ総合計画2020との連携を図るものです。

なお、今後の社会経済情勢の変化や、国、県、及び本市における市民活動の推進状況を考慮しながら、見直しを行っていくものとします。

計画期間



4 対象

本計画は、公益的な市民活動を行い、又は行おうとするものを対象とします。

「公益的な市民活動」とは、誰に対しても開かれ、継続性があり、地域の課題や社会的問題等の解決のために取り組むものを意味し、市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動であって、政治・宗教活動等を除くものをいいます。

しかし、市民活動の中には、地域が限定されたり、公益性が強いものがありますが、公益を目的とした活動が活動の範囲を広げ「公益的な市民活動」を行う場合もあります。

従って、実施している活動内容により「公益的な市民活動」であるか否かを判断することが必要とされます。

用語や概念の整理

「市民活動」とは、市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動であって次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動でないこと。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動でないこと。
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動でないこと。

(市民活動推進条例の規定から)

○「公益」とは、広く社会全般の利益、あるいは、不特定多数の者の利益を意味し、「私益」「共益」を超えた社会全体の利益(不特定多数の利益)をいいます。

○「私益」とは、一個人や一組織の構成員のための利益、「共益」とは、組織の構成員も含め、共通の利害関係者のための利益をいいます。

○営利を目的としないとは、その活動が対価を受け取っているかどうかということだけで営利か非営利かを判断するのではなく、その市民活動団体が活動によって得た利益や資産を構成員に分配しないことを意味しています。

第2章 市民活動推進の現状

1 推進の背景と意義

これまでの社会システムにおいては、行政が公共サービスを提供し、また、企業が商業的サービスを提供してきました。

行政は公共サービスを平等、公平、中立という価値観に基づき、広く誰にも同様のサービスを進めてきました。しかし、行政の提供するサービスは、少子高齢化社会の到来、生活環境の悪化、経済や雇用不安、財政状況の悪化などにより、多種多様化する市民ニーズには答えられなくなってきました。

また、企業もマイナスの経済成長や低成長のなかで、賃金カットやリストラなどにより、厳しい状況が続いています。

このように既存の2つのセクターが時代の変化に対応し切れない状況の中で、新たなセクターが求められています。それが市民活動による新しいセクターであります。

市民活動は、これまで行政のともすれば画一的、均一的になりがちなサービス提供や、企業の利潤追求や市場原理を重視した形とは異なる形でサービスを提供していくことができます。また、自発的にさまざまな問題や市民ニーズを感知し、素早くニーズに対応し、社会の変化に対応した先駆的な試みや、柔軟な対応が期待できます。

市民活動は、阪神淡路大震災を契機に全国的な広がりを見せ、行政では対応できない分野、あるいは、行政が対応しにくい分野に、柔軟に、きめ細かく、迅速に対応できるなどの特性を活かした活動を展開してきました。

本市では、このような市民活動が組織的基盤を確立し、安定的に、かつ継続的な活動を展開できるようになるとともに、市民活動団体を地域社会形成の主体として位置付け、行政のパートナーとして新たな公共の担い手となることが期待されています。

2 藤沢市の取り組み

本市における市民活動推進の取り組みは、2000年（平成12年）9月に発足した藤沢市市民活動推進検討委員会において行なわれ、2001年（平成13年）3月、本市の市民活動の指針となる報告書「藤沢市の市民活動の推進を目指して」が市に提出されています。

さらに、2001年4月に設置された（仮称）藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会において、市民活動推進センターの運営及び藤沢市市民活動推進条例の内容についての検討が集中的に行なわれ、同年7月に「（仮称）藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会報告書」が市に提出されました。

本市においては、これら報告書をもとに市民活動推進条例と市民活動推進センターの設置について検討を進め、2001年（平成13年）10月1日に藤沢市市民活動推進条例を施行しました。

また、同年12月15日に本市初の公益的な市民活動の拠点施設として市民活動推進センターを開設しました。

市民活動推進センターにおいては、市民活動の推進を図るため、次に掲げる事業を行うことを定めています。

- ・ 推進センターの施設及び設備を利用に供すること。
- ・ 市民活動に関する情報を収集し、及び提供すること。
- ・ 市民活動に関する学習機会及び市民活動を行うものの相互交流の機会を提供すること。
- ・ 市民活動に関する相談を行うこと。
- ・ 市民活動に関する人材育成及び交流を行うこと。
- ・ 市民活動に関する調査及び研究を行うこと。

2005年（平成17年）3月末日現在、市民活動推進センターにおける市民活動団体の利用団体登録の状況としては、297団体が登録されています。また、利用状況としては、開設以来順調な利用者の伸びを記録しており、2001年度（13年度）3,342人（12月15日開設）、2002年度（14年度）延べ18,743人、2003年度（15年度）延べ25,922人、2004年度（16年度）は、延べ28,340人と次第に増加している状況にあります。一日当たりの平均の利用者数は、92.3人が利用されています。

一方、特定非営利活動法人の認証状況としては、2005年（平成17年）3月末日現在県下では、総数約1,200法人が認証されており、その内藤沢市は72法人となっており、横浜市、川崎市に次いで多いという状況です。

3 国、県の状況

（1）国の状況

国は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、市民が行う自由な社会貢献活動の発展を促進することを目的に、特定非営利活動促進法（以下「特定非営利促進法」という。）を、1998年（平成10年）3月に制定し、同年12月1日に施行しました。

その後、2003年（平成15年）5月1日に法律が一部改正され、

- 1 特定非営利活動の種類を追加
- 2 設立の認証の申請手続きを簡素化
- 3 暴力団を排除するための措置を強化

等の規定が盛り込まれました。

追加された特定非営利活動の種類としては、改正前の12分野から新たに5分野が追加されて、17分野となりました。

追加された分野には、経済活動の活性化を図る活動や職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動など、いままではなかった経済活動面での特定非営利活動の促進の意味合いが生じてきました。

改正後の活動分野

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

また、経済産業省では、新たに「コミュニティビジネス」を発表し、NPOや企業等を含めた支援策を打ち出しております。

関東経済産業局によると「コミュニティビジネスとは、地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組み」と定義しています。

地域住民自らが立ち上がり、コミュニティが抱える問題を解決しようという動きに対応するもので、ここで「ビジネス」と呼ぶのは、活動をより効率的に、かつ始めた以上は責任を持って継続的に、安定的に行うため、いわゆる「ビジネスの手法」を採って、事業として運営するためとしています。NPOは、このコミュニティビジネスを行うのに相応しい組織形態のひとつと考えられています。

地域での新しい課題解決のためのビジネスの場を形成することで、地域における創業機会、地域雇用を拡大する効果が期待され、また、地域住民自らが主導し実践することによって、地域社会の自立・活性化や、地域コミュニティ再生などの効果も期待されます。

(2) 県の状況

県は、ボランティア活動・市民活動を支援するための県直営の施設として、「かながわ県民活動サポートセンター」を1996年（平成8年）4月20日に開設し、ボランティア活動（自主的で営利を目的としない、社会に貢献する活動）のためのスペースとして、打ち合わせや情報収集の場として提供しています。

また、ボランティア活動の独立性、自主性を尊重し、その活動の特性を活かし、市民活動の発展を地方自治の成熟に結びつけることを目的として「かながわボランタリ

一活動推進基金21」を、設けています。

この基金は、ボランティア団体等が、公益を目的とする非営利の事業に自主的に取り組むことを推進していくため、県とボランティア団体等が協働して行う事業への負担「協働事業負担金」や、ボランティア団体等が実施する事業への補助「ボランティア活動補助金」を行うものです。また、他のモデルとなるような活動を行っている団体等には、「ボランティア活動奨励賞」を贈っています。

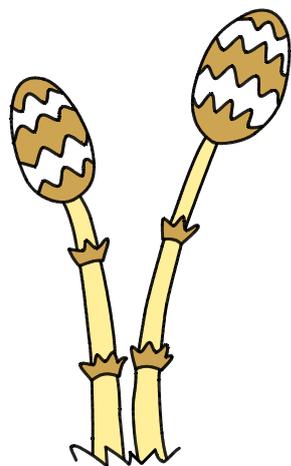
かながわボランティア活動推進基金21の内容

- (1) 協働事業負担金
- (2) ボランティア活動補助金
- (3) ボランティア活動奨励賞

2004年(平成16年)10月には、県が中心となり、公設市民活動支援施設間をネットワークで結んだ、「NPO・ボランティア相談ネットワークかながわ」を開設し、情報交換や専門家による財務会計やマネジメントのオンライン相談を実施しています。

2005年度からは、NPO等と県との「協働」事業の推進・調整等を図るため、県民部県民総務課に「NPO協働推進室」を発足させました。

さらに、コミュニティビジネスの運営に必要な資金を対象とした新しい融資制度として、NPO法人を対象とし、融資限度額500万円の「コミュニティビジネス支援NPO法人融資」が創設されております。



第3章 藤沢市における市民活動推進の諸課題

1 活動の場の確保について

(1) 公共施設利用における利用制限

公共施設においては、公益的な活動・事業であっても収益事業を行う場合には、利用が制限されています。市民活動団体が行う特定非営利活動であっても収益事業を行う場合には、公共施設での利用を制限をされています。

(2) フリースペースや活動に必要な機材を利用できる場が少ない。

市内には市民活動団体が自由に活用できるフリースペース（予約なしに会議・ミーティングができる場）や機材（コピー機や複写機など）を備えている施設は、市民活動推進センター以外にはほとんどなく、地域単位で活動する団体が身近な施設を使って打ち合わせや作業をできる場が少ない。

(3) 事務所等（日常的・継続的利用）の場の確保が困難である。

事業を継続的に行う市民活動団体にとっては、継続的・日常的に占有利用できる事務所や店舗、倉庫などが必要である。しかし、市民活動団体は、財政的に厳しい状況にあるため、現実的にはそのような占有スペースを確保することが厳しい状況にあります。

2 情報の収集及び提供について

(1) 情報流通全体システムの未整備

市民活動の推進のための「情報流通全体システム」の構築が求められています。市民活動団体と行政の情報流通に関する役割分担を定めて、必要な情報を総合的に収集し、効果的な情報流通を推進する環境を創り出していくことが必要です。

(2) 情報メディアの活用策等の検討

紙媒体により情報を収集する市民活動団体が多い状況があるため、紙媒体を含めた既存の情報メディアを有効に使いこなす活用施策が必要です。また、情報システムの発展に伴い、様々な新しい情報メディアが生まれてきました。それらのメディアについては、市民活動情報を発信できるメディアとして発信方法を含め活用策を検討することが必要です。

(3) 行政情報をより入手しやすくし、情報格差の改善を図る

現在市民活動団体に必要な行政に関する情報は、行政内の各部署に分散しているため、市民活動団体が収集しにくい状況にあります。行政が市民活動団体にとって有効

な情報を敏速かつ有効に提供し、市民活動団体がより入手し易くなるよう収集・発信することにより、市民及び市民活動団体との間の情報格差の改善が求められています。

3 財政的な支援について

(1) 助成制度の透明性・公開性を高める

既存の助成制度については、その手続や結果、及び評価などについての透明性を高め、市民がその効果を評価できるよう、さらに、公開性を高めることが求められています。

(2) 市民活動の推進と自立を目的とする助成制度の総合化

市民活動の推進と自立を図るため、既存制度の見直し、財政的な支援を含めた総合的な助成制度を創設することが求められています。

(3) 自主財源確保の側面支援と地方税の減免基準の拡大

市民活動団体は、厳しい財政状況の中で自主財源確保に取り組んでいます。市民活動団体に多様な収入の機会が得られるように、行政としての市民活動への側面援助(市民活動の市民認知の向上、信頼性の向上が自主財源確保につながる)が求められています。

また、法人市県民税・固定資産税・軽自動車税など、公益的な事業活動の場合の減免基準の拡大が望まれています。

4 協働事業について

(1) 行政との協働事業の実施における課題

①協働事業における認識の共有化

行政が安易に協働事業を実施することにより、市民活動が行政の補完となったり、市民活動団体が行政に依存する状況を生み出さないようにすることが必要です。

協働事業を実施するにあたっては、市民活動団体と行政の双方が、協働事業の本質や基本事項についての理解を深め、協働事業に関しての理解・認識の共有化を図ることが必要です。

②協働事業の具体化に向けての制度設計

協働事業の実施にあたっては、事例の分析、実験事業の実施等により、協働事業の対象となる事業の範囲、協働事業の推進方策のあるべき姿を見い出しながら、協働事業の具体化に向けての制度設計を行うことが必要です。

(2) 市民活動が独自で展開する事業における課題

市民活動団体が独自に事業を展開することにより、行政から独立した公益を創造していくことは、市民が主体となる社会では重要なことであるが、現在の社会では、そ

こうした独自の事業展開を促すような環境整備が充分ではない。企業が事業活動を行うにあたって様々な制度や施策を活用できる（融資制度や、産業育成や雇用促進に対する支援策等）ことに比べ、市民活動の事業展開に対する社会的な支援制度や環境整備の充実が望まれています。

（３）市民活動団体自らのマネジメント力の向上

市民活動団体が独自で事業展開する上でも、また、行政との協働事業を実施していく上でも、市民活動団体にマネジメント力が備わっていることが必要です。

特に、協働事業においては、行政と対等な関係を築き、相互に自立し役割分担を行う力が市民活動団体に求められています。

こうした市民活動団体のマネジメント力は、基本的には市民活動団体自身の自助努力によって高めていくものであり、過剰な支援や干渉は自立より依存をもたらすということに留意しつつ、協働事業や、市民活動の事業展開に対する支援制度等の検討においては、行政が市民活動団体の自助努力を側面的に支援し、市民活動団体の育成につながるような視点も必要です。

第4章 市民活動推進の基本理念

1 市民活動推進計画の基本理念

市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、その自主性及び自発性の尊重を基本として、市、市民活動を行うもの及び事業者は、相互に尊重しつつ、対等の関係で、協力して市民活動の推進に努めるものとする。

市民活動推進条例においては、市民活動推進の基本理念として上記の通り規定していますが、本計画においては市民活動の歴史的潮流や具体的施策の視点から、「市民自らが参加主体として、社会の様々な問題解決のための役割を担い、社会が求める新しいサービスを創出していくことが求められている」という認識にたち、市民活動の自主性及び自発性を相互に尊重し、対等の関係で、協働して「社会の問題と課題の解決と必要なサービスの供給主体としての市民活動を推進し、心豊かな社会の実現に資する」ことを基本理念とします。

2 協働について

(1) 協働

市民活動団体と行政との協働は、これまでのように行政が一元的に公共的サービスの提供を行い、市民はそれを受けるという立場から、市民が主体的に参加し、組織化する市民活動団体と行政が対等の関係と立場により公共的サービスの役割分担を協力して行うものといえます。

また、さらに進んで既存の行政の発想にとらわれることのない、市民の視点・発想からの新しい公共的サービス・価値を生み出していくことでもあるといえます。

このことにより公共サービスの創出や一層開かれた行政運営の推進など、「市民自治」を実現する推進力となる可能性も期待できるところに社会的な意義があるといえます。

また、単に行政との役割分担と協力のもとで公共的サービス供給の一端を担うだけでなく、市民の視点・発想から行政に対してアドボカシー（行動を伴う社会提案）を通して行政改革や緩やかな社会変革までも含め、協働を推進していくものです。

(2) 協働の原則

市民活動団体と行政との「協働」においては、ともに対等の関係であり、同等の責任を負うこととなります。

しかし、現実の問題として双方の「人・物・金・情報」などの経営資源、特に資金力と情報量においては格差があるため、市民活動団体と行政との「協働」を実施していくためには、次の協働の原則を双方が確認して尊重していくことが不可欠です。また、行政による支援策・推進策を実施していく上でも、協働の原則を遵守していくことが求められます。

①対等の原則

市民活動団体の特性を発揮するためには、市民活動団体と行政は対等の立場に立つことが必要不可欠です。

②目的共有の原則

協働事業を実施するうえで公共的課題の解決を図るには、協働する目的と内容を共通認識することが必要です。

③相互自立・相互理解の原則

市民活動の社会的価値を認識して、双方が自立した存在として認め合い、協働するパートナー相互の特性や役割を認識し、相互理解することが必要です。

④役割分担の原則

役割分担は、常に相対的なもので、その境界は時代状況の変化によって変動していくものであり、相互の合意に基づく役割分担を行うことが重要です。

⑤公開の原則

事業の実施にあたっては、市民活動団体と行政の協働のプロセスとその内容が広く市民に見えるよう公開されることが必要です。また、一定の条件を満たせば他団体も参入できることが必要です。



第5章 市民活動推進の基本的な指針と施策

これまで様々な市民や市民活動団体が協力しあって創造性豊かな活力ある地域社会を築いてきました。こうした市民の力は、藤沢らしい個性豊かなまちづくりにとってますます必要とされ、さらに推進していくことが求められています。

本市の市民活動推進の今後における基本的な指針と施策については、(1)活動の場の確保について、(2)情報の提供・収集について、(3)財政的な支援について、(4)協働事業について、の4つの項目についての方向性を示し、市民活動団体の活動が円滑に、また、効率的に行えるよう活動環境の整備について行政の支援策を示していきます。

さらに時代の流れを見極めながら多様な施策についても継続的な検討を行っていくものとします。

1. 活動の場の確保について

<基本的な指針>



今後の方向性

市民活動における活動の場は、市民活動の環境整備の上で基本的な位置づけにあるものと言えます。

しかし、現状としては、市民センター・公民館などの公共施設においては限られたスペースの中で、施設毎に定められた使用目的に添って利用している状況にあります。

今後新たな公共施設の拡充が望めないなか、既存公共施設の周知・利用の拡大を検討し、併せて民間施設の利用打診等により活動の場の確保を図っていく必要があります。

また、公共施設等の改築等にあたっては、バリアフリーを優先し、誰もが利用しやすい場としての整備を進める必要があります。

活動の場の確保については、次の3項目について推進を図ります。

①市民活動に必要な活動の場の確保については、既存公共施設の周知を行い、利用の拡充を図ります。

また、施設利用において、利便性の向上を図ります。

②公共施設等の改築等に当たっては、バリアフリーを優先し、誰もが利用しやすい場としての整備を進めます。

③市民活動団体が利用できる活動の場として、民間施設の活用についての情報の収集や提供など側面支援を図ります。

今後の課題

活動の場の確保における今後の課題としては、次の項目について継続して検討していきます。

①市民センター・公民館などにおける収益事業での利用制限の見直しの検討

市民活動団体が地域で活動する上で活動の場となっている市民センター・公民館等において、従来実施できなかった活動を実施できるような利用制限の見直しの検討を継続して行います。

<基本的な施策>

施策の内容

① 既存の公共施設の利用促進について

既存公共施設の会議室等の周知を図り、利用促進を図ります。

また、施設の設置目的に合った利用を基本に、施設の有効活用という観点から、施設が空いている場合には、市民活動団体が使用できるよう検討を図ります。

② 民間の活用できる場の確保について

民間の活用できる場については、市民活動団体の会議や打ち合わせの場だけではなく、事務所や事業活動など継続した使用ができる場所としての利用について、市民や事業者に打診・開拓について検討を図ります。

③ 市民活動推進センターの機能の拡充と利用促進について

市民活動推進センターは、市民活動推進の拠点施設として、現在、施設・設備の利用や、学習機会の提供、相互交流の機会の提供など基本機能に基づく事業の提供を実施をしております。

今後、市民活動に関する人材の育成や、調査・研究などの高次機能の拡充を図ります。

また、開設以来利用者の要望に沿う施設運営を行ってきましたが、今後も利用促進を図り、市民活動を支援します。

④ 活動の場の利用における市民理解の向上に向けた取り組みについて

市民活動団体は地域の公共施設を活動の場として利用していますが、活動する場の施設職員や地域住民が市民活動に対する理解の向上を図る取り組みを実施します。

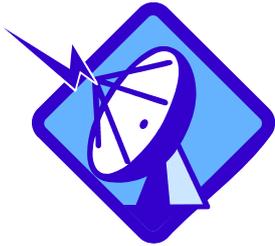
今後の課題

① 北部方面市民活動推進センターの検討について

市民活動推進の拠点施設として開設された市民活動推進センターは、多くの市民活動団体に活用されている状況にあります。しかし、市の南部に立地していることから、北部方面の市民活動団体にとっては、北部方面に市民活動推進センターの開設が望まれています。

本市としては、本市の市民活動の全体施策を勘案しながら、北部方面市民活動推進センターについての検討を図ります。

2. 情報の収集と提供について



<基本的な指針>

今後の方向性

市民活動団体は、継続的・発展的な活動を展開していくために、行政内に保有している市民活動の各種関連情報を必要としている状況にあります。

しかし、これらの情報は行政内に分散していることが多く、総合的に収集し、提供する体制が求められています。

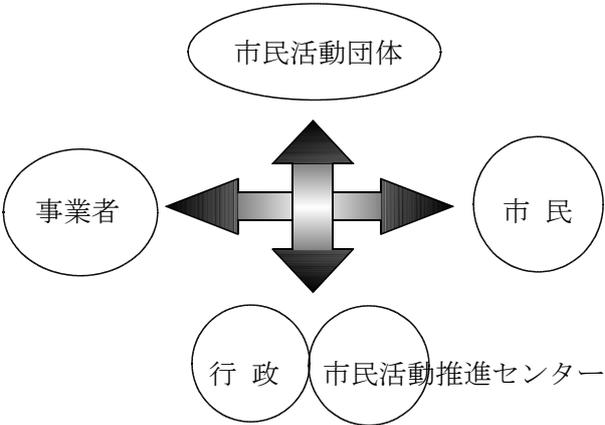
本市としては、各種の情報を必要としている市民に積極的に公開するとともに、行政の諸活動を、積極的に説明することが必要です。

そのためには、知りたい行政情報を「わかりやすく・利用しやすい形にした的確かつ迅速に提供ができる」システムの確立を図る必要があります。

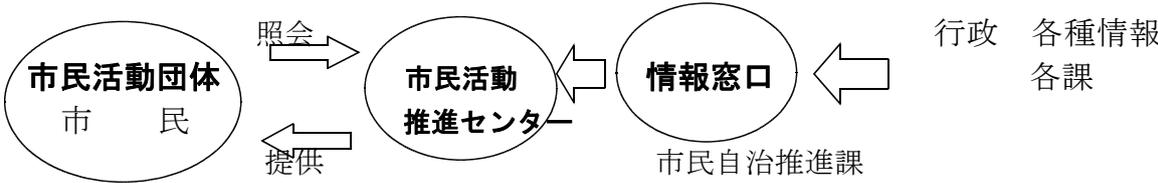
情報の収集と提供については、次の2項目について推進を図ります。

①市民活動団体、事業者、市民、及び行政間の体系的な情報流通がこれまでありませんでした。4者間の情報流通がスムーズに行われるようなシステムについて、検討を図ります。

これにより、市民活動団体、事業者、市民、行政の4者相互間の交流を図ります。



②市民活動団体に対する行政情報の提供を促進する「情報窓口」を設置し、市民活動の庁内情報の集約・提供を図ります。



<基本的な施策>

施策の内容

① 行政の「情報窓口」の設置について

「情報窓口」を設置し、次の機能の充実を図ります。

1) 情報窓口

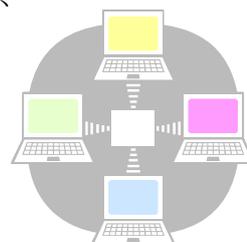
- 市民活動推進センターとの連携による行政内部情報を収集発信する情報窓口の機能拡充
- 市民活動支援事業、各種助成金等の情報提供
- 広報紙等へのイベントや活動情報を紹介
- 市民活動を応援する人材の情報提供

2) 市民活動団体の情報収集と発信

- 市民活動団体の情報の収集と発信する場の提供
- 市の業務に参入を希望する市民活動団体の情報を庁内で情報発信

3) 国、県、事業者（企業）及び各種中間支援組織の情報提供

- 国、県の施策の情報提供
- 商店街の空き店舗等の市民活動団体が利用できる場の情報提供
- 事業者（企業）及び中間支援組織が行う助成などの情報提供
- 市外の市民活動関連情報を収集・提供



② 情報流通のネットワーク化の検討について

市民活動団体、市民、事業者、及び行政との情報流通のネットワークについて検討を図ります。

③ 庁内情報発信体制の確立について

各部課の事業内容を、ホームページ等により情報発信を行います。
また、助成金の内容等の公表の推進を図ります。

さらに、庁内情報の発信・集約手段、及び集める場の設定等庁内の情報を集め発信する仕組みづくりの検討を図ります。

④ 市民活動情報コーナーの設置について

市民活動団体が情報発信できる場として、市民センター等に市民活動団体のチラシが置ける市民活動情報コーナーの設置を図ります。



⑤ 市民活動団体の実態調査について

市民活動団体の実態やニーズ、成熟状況及び今後の協働事業への意向等の実態調査を定期的に行うことにより、市民活動団体の状況の把握に努めます。

⑥ ふじさわポータルサイト・市民電子会議室・みんなで育てるふじさわ電縁マップの活用について

本市ではインターネットを活用した市の情報玄関として、えのしま・ふじさわポータルサイトや、双方向のコミュニケーションシステムである市民電子会議室、GISを活用した「みんなで育てるふじさわ電縁マップ」などのツールがあります。

これらのシステムを活用し、市民活動団体の情報発信や情報交流を図ります。



⑦ 市民活動推進センターの情報発信機能等の拡充

市民活動推進センターにおいては、事業者（企業）と市民活動団体の情報交流事業や、市民活動団体相互の情報交流や及び情報リテラシーの向上のための事業を実施し、センター機能の拡充を図ります。

※情報リテラシーとは、情報を読み書きする能力をいう。

3. 財政的な支援について



<基本的な指針>

今後の方向性

これまで市民活動団体は多種多様な地域の課題に対し、市民活動団体の様々な特性を活かしたきめ細やかなサービスにより、これらの課題を解決してきました。

これらの活動は、今後とも継続され、安定的な活動が展開されていくことが求められています。そのためには、活動を安定的に維持していくための収入、自主財源を確保していくことが必要です。

市民活動団体の自主財源としては、会費や寄付金、自主事業収入、受託事業収入、補助金・助成金などがあります。本市としての直接的な支援策としては、助成金による支援や事業を委託する方法等が考えられます。また、市民活動団体が地域で活動を行う上でも、地域での認知度や信頼性の向上など、側面的な取り組みが必要となっています。

今後、市民活動団体への活動支援は、ますます必要性が増すものと思われます。その中であっても、財政的な支援については、直接的に、また、側面的に支援していく方向性が必要です。

財政的支援については、次の3項目について推進を図ります。

①市民活動団体の自立支援のため、市民活動団体の育成段階に応じた、また、新たな事業実施のための助成制度の創設を図ります。

②国・県や企業・公益法人等の民間による各種の補助・助成等の情報を集約し、提供することにより側面支援を図ります。

③市民活動団体が自主財源を確保するための側面支援として、公益的な市民活動に対する市民認知の向上を図ります。

今後の課題

市民活動団体の自立化支援策としては、市民や企業が市民活動団体を金銭的に支援するシステムが望まれます。今後、手法も含めたなかで、市民・事業者が市民活動団体の活動を寄付などにより支える仕組みづくりについて、継続して検討していくことが求められています。

<基本的な施策>

施策の内容

① 助成制度の創設

市民活動団体が継続的な活動を行っていく場合に、安定的な収入の確保を図ることが必要とされています。特に、団体設立時の初期段階や、団体運営が軌道に乗り発展的に事業展開を図る段階における支援が求められています。

多種多様な活動を行う市民活動団体の継続的な活動を支援するため、団体の育成状況に応じて、また、市民活動団体の事業目的に対応した助成制度の創設が求められています。

このような助成制度の創設を図ります。

② 自主財源を確保するための側面支援策について

市民活動が市民社会の中で受け入れられるための側面的支援を図ります。

- ・市民活動推進センターの広報紙や市広報、ミニコミ誌、ケーブルテレビ、FM湘南等への市民活動団体の周知宣伝活動等。

③ 既存の助成制度の周知・活用について

市民活動団体が利用できる既存の助成制度については、今後、情報提供を図り、制度及び運用の改善を行う中で、活用を図ります。

また、市の既存助成制度については、より透明性・公開性の向上を図ります。

今後の課題

① 基金・ファンドの検討について

市民や企業が市民活動に対して金銭的な支援を行える仕組みづくりが必要と考えます。その具体的な内容としては、金銭の寄付が容易となり、その金銭を基に市民活動団体に助成する仕組みが求められています。

今後制度について、継続して検討します。

② 新たな融資制度や利子補助制度の検討について

市民活動団体が新規事業を実施するときや、事業を発展させる際に一時的に多額の費用が必要になる場合があります。その際に、融資制度やその利子補助制度などの支援が求められています。しかし、現状では既存の融資制度等の中に市民活動団体に対して適合するものがないため、今後、国、県の動向を注視しながら、既存制度の市民活動団体への対応も含め、コミュニティビジネス支援の一方策として、継続して検討します。

1) 融資制度

市民活動団体に対する融資制度

2) 利子補助制度

利子を補助するもの

※現在の信用保証制度においては、市民活動団体は、対象外となっている。

③ 市税減免制度の拡充の検討について

現在市税減免制度として収益事業を行わない市民活動団体は、法人市民税の均等割について免除制度があります。

今後の市税減免制度のあり方については、国の動向を見ながら、継続して検討します。

4. 協働事業について



<基本的な指針>

今後の方向性

市民活動団体と行政との協働は、市民が主体的に組織化し参加する市民活動団体と行政が対等の立場で、市民活動団体の自主性・主体性や様々な特性を尊重しあいながら、公共的サービスの役割分担を協力して行うことにより、きめ細やかなサービスを提供することができます。

また、さらに進んで既存の行政の発想にとらわれることのない、市民活動団体の特性を活かした市民の視点・発想から新しい公共サービス・価値を生み出していくことができます。

本市としては、市民サービスの向上のため、また、市民活動の活性化のため協働事業の推進を図ります。

協働事業については、次の2項目について推進を図ります。

①市民活動団体と行政とが相互に提案できる協働事業を実施し、市民活動団体と行政との協働を推進します。

②協働事業推進のための庁内組織として、協働事業推進会議を設置し協働事業の推進のための具体的な検討を図ります。



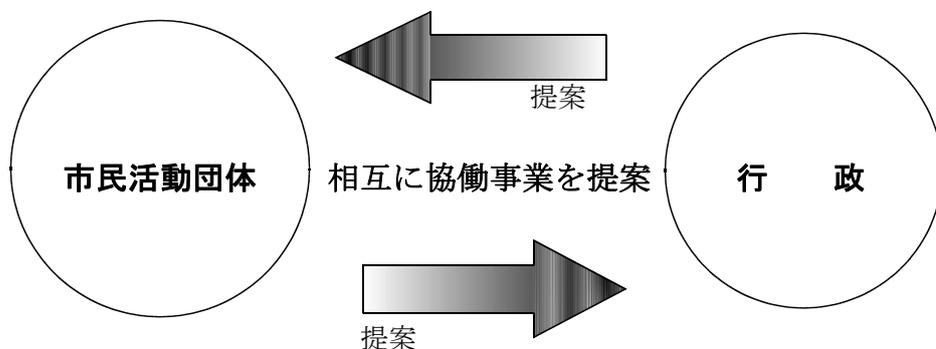
<基本的な施策>

施策の内容

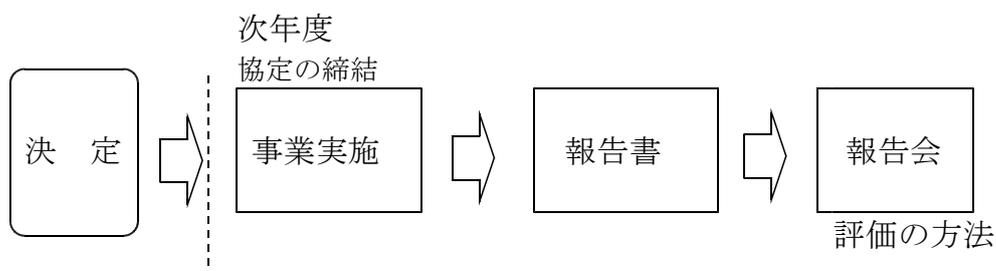
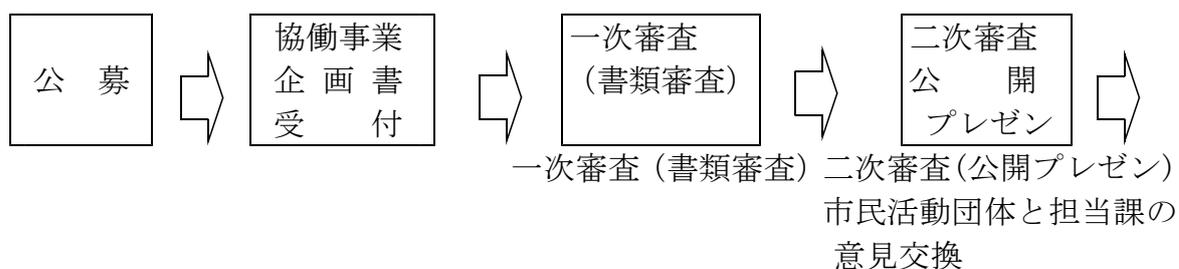
① 相互提案型協働モデル事業

市民活動団体と行政が事業の企画立案段階から参画し、協働事業を相互に提案し実施していく相互提案型協働モデル事業の実施を図っていきます。

市民活動団体が、市に対して企画提案し、市がその事業の公益性、必要性、効果等考慮した中で、協働事業として実施していくものと、市側から市民活動団体に対して公募・選考し、その企画の内容に基づき事業実施していくものの、2通りのモデル事業を行います。



協働事業の流れ



② 協働事業推進会議の設置

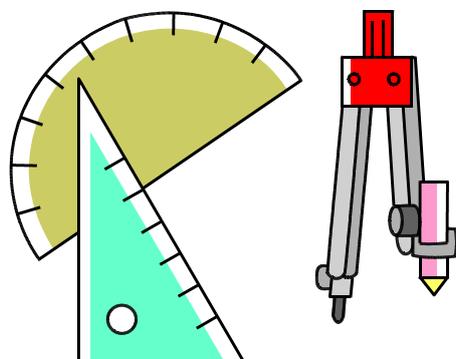
協働事業を推進するための機関として、庁内に「協働事業推進会議」を設置し、協働事業についての制度設計について検討を図ります。

1) 設置目的

市民活動団体と行政の相互提案型の協働事業を実施していく上で、市民活動団体の専門性、先駆性などの特性を活用し、実施上の諸問題の解決や協働事業における調整作業等を迅速に推進していくための機関として設置する。

2) 検討する内容

- (1) 協働事業の実施及び推進について
- (2) 協働事業の庁内調整
- (3) 協働事業における契約方法・内容等の検討
- (4) 役割分担の明確化（市民活動団体と行政との役割分担）
- (5) 協働事業の事業報告方法・評価の方法等



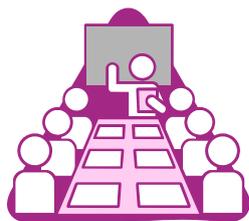
第6章 市民活動推進計画の推進体制

1 市民活動推進の体制

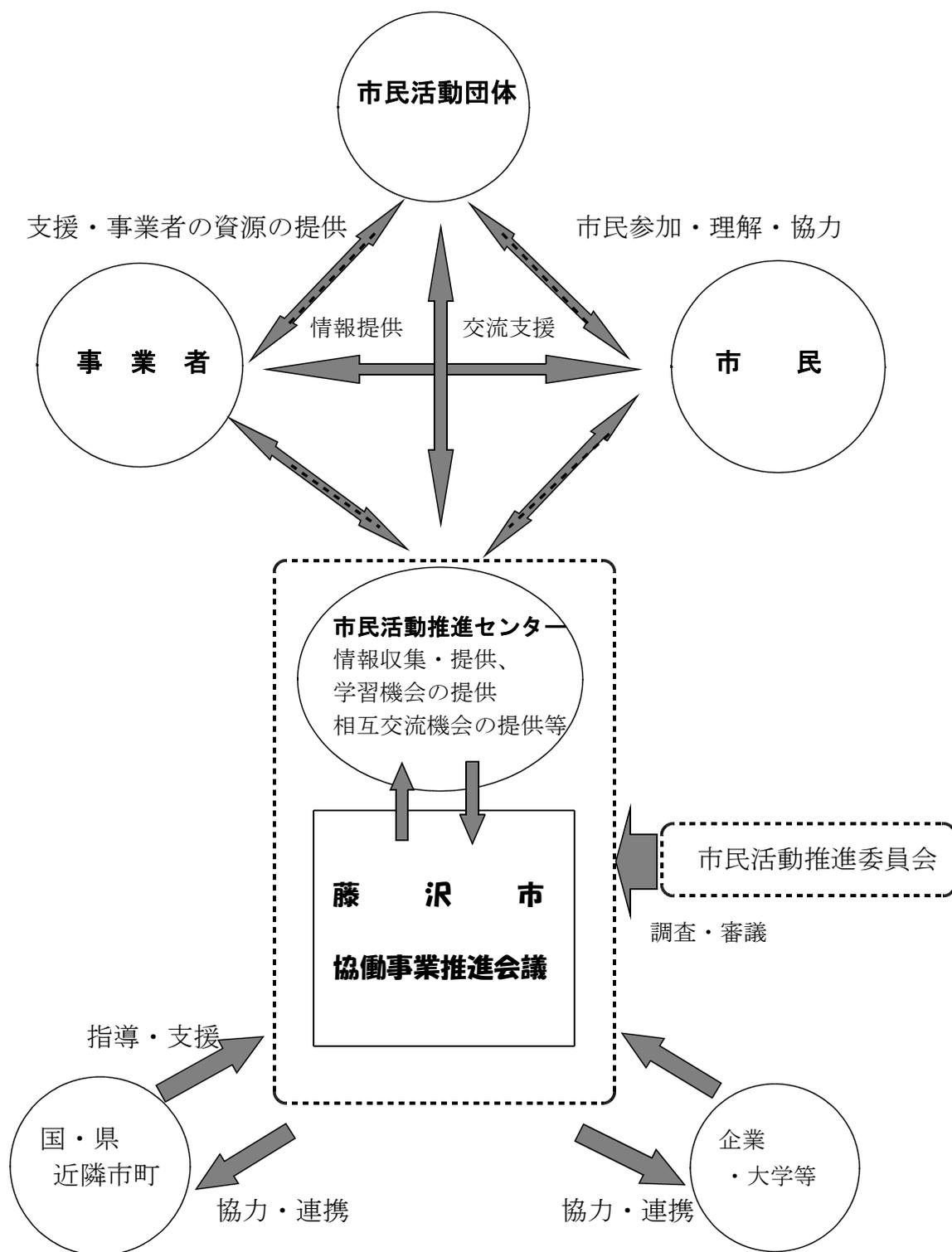
- (1) 庁内推進体制
協働事業推進会議を設置 庁内の合意形成・協働事業内容、手法等の検討
- (2) 市民活動推進委員会
市民活動推進について調査・審議する。
公募市民・産業界の代表・学識経験者・市民活動経験者等から構成されている委員会により、協働事業の推進について審議する。
- (3) 大学・企業等との連携
市内には、慶應義塾大学、日本大学、湘南工科大学等の大学が立地しており、また、市内の事業者（企業）との連携を図るなかで推進していく。
- (4) 市民活動推進センター機能の拡充
市民活動推進センターや、市民センター、公民館、ボランティアセンター等公共施設との連携を図り、機能の拡充を図る。

2 市民活動を推進する人材の育成

- (1) 生涯学習大学及び市民活動推進センターによる人材育成
- (2) 職員の意識改革と職員研修の実施
市民活動の推進を図るうえで、まず重要なことは、市民活動が正確に、また、確実に市職員に理解され、これを推進していくという推進力につながることです。
そのためには、市民活動に対する市職員の意識向上のため、市民活動に対する理解が深まる研修などを取り入れ、職員の意識改革の推進を図ることが必要です。



市民活動の推進体制図



3 市民活動推進計画の基本的な施策実施担当課

No. 1

項 目	基 本 的 な 施 策	担 当 課
活 動 の 場 の 確 保	①既存の公共施設の利用促進について	市民自治推進課 生涯学習課 公共施設担当課
	②民間の活用できる場の確保について	産業振興課 市民自治推進課
	③市民活動推進センターの機能の拡充と利用促進について	市民自治推進課
	④活動の場における市民理解の向上に向けた取り組みについて	市民自治推進課 生涯学習課 他関係各課
	今後の課題 ①北部方面市民活動推進センターの検討について	市民自治推進課
情 報 の 収 集 ・ 提 供	①行政の「情報窓口」の設置について	
	1) 情報窓口 市民活動推進センターとの連携による行政内部情報を収集発信する情報窓口の機能拡充 市民活動支援事業、各種助成金等の情報提供	市民自治推進課 各課
	広報紙等へのイベントや活動情報を紹介	各課 市民自治推進課
	市民活動を応援する人材の情報提供	市民自治推進課
	2) 市民活動団体の情報収集と発信 市民活動団体の情報の収集と発信する場の提供	市民自治推進課
	市の業務に参入を希望する市民活動団体の情報を庁内で情報発信	情報提供 各課 発信 市民自治推進課

項 目	基 本 的 な 施 策	担 当 課
情 報 の 収 集 ・ 提 供	3) 国、県、事業者（企業）及び各種中間支援組織の情報提供	市民自治推進課
	国、県の施策の情報提供	市民自治推進課
	商店街の空き店舗等の民間で市民活動団体が利用できる場の情報提供	産業振興課 市民自治推進課
	事業者（企業）及び中間支援組織が行う助成などのできる場の情報提供	市民自治推進課
	市外の市民活動関連情報を収集・提供	市民自治推進課
	②情報流通のネットワーク化の検討について	市民自治推進課
	③庁内情報発信体制の確立について	情報発信－ 助成金－ 各課 財政課 市民自治推進課
	④市民活動情報コーナーの設置について	市民自治推進課 各市民センター 生涯学習課
	⑤市民活動団体の実態調査について	市民自治推進課
	⑥ふじさわポータルサイト・市民電子会議室・みんなで育てる電縁マップの活用について	市民自治推進課 産業振興課 I T推進課 関係各課
⑦市民活動推進センターの情報発信機能等の拡充	市民自治推進課	

項 目	基本的な施策	担 当 課
財 政 的 支 援	①助成制度の創設	市民自治推進課
	②自主財源を確保するための側面支援策について	各課
	③既存の助成制度の周知・活用について	各課
	今後の課題	
	①基金・ファンドの創設の検討	市民自治推進課
	②新たな融資制度や利子補助制度の検討について 1) 融資制度 2) 利子補助制度	産業振興課
	③市税減免制度の拡充の検討について	
	法人市民税、軽自動車税 固定資産税	市民税課 資産税課
協 働 事 業	①相互提案型協働事業	各課 市民自治推進課
	②協働事業推進会議の設置	市民自治推進課